

## 第58回飯塚市地域公共交通協議会

### 第44回飯塚市地域公共交通会議 議事録

日時：令和4年12月1日（木） 15：00～  
場所：市役所本庁5階 研修室

#### 議事次第

1. 開 会
2. 市民協働部長あいさつ
3. 議 事
  - (1) 議案第1号 飯塚市地域公共交通計画について
  - (2) 議案第2号 令和5年度のコミュニティ交通の運行について
4. その他
5. 閉 会

#### 1. 開 会

事務局： 議事に入ります前に、皆様に委員の交代についてお知らせいたします。お手元の委員名簿をご覧ください。西鉄グループバス労働組合より、前任の加賀 委員に代わりまして、熊本委員にご就任いただいております。なお、熊本委員からは本日欠席の連絡をいただいております。

本日の出欠の状況を報告いたします。与田委員、伊藤委員、逢坂委員、田代委員、田才委員、中川原委員、熊本委員、久世委員、田辺委員、以上9名より欠席のご連絡をいただいております。よって本日のご出席の委員数は22名となっております。過半数の出席となりますので、会議が成立したことをご報告いたします。なお、飯塚警察署の与田委員につきましては、同署から中島様、九州運輸局福岡運輸支局については同支局から東様、福岡県交通政策課の田辺委員については同課から長田様に代理でご出席いただいております。

事務局： それでは只今から第58回飯塚市地域公共交通協議会並びに第44回飯塚市地域公共交通会議を開会します。

#### 2. 市民協働部長挨拶

事務局： まず本協議会の会長であります久家市民協働部長からご挨拶申し上げます。

議長： 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の協議は、前回に引き続き、飯塚市地域公共交通計画についてご審議いただきたいと考えております。それから、令和5年度のコミュニティ交通の運行内容につきまして、一部変更を行う

議案を提出させていただいております。忌憚のないご意見を述べていただき、協議会における議論を有意義なものにしていただきますようお願い申し上げます。

### 3. 議 事

#### (1) 議案第1号 飯塚市地域公共交通計画について

議 長： 事務局に説明を求めます。

事 務 局： 議案第1号につきまして、資料1及び資料2を用いまして説明いたします。

会議時間の適性を考慮しまして、詳細な部分などの説明を割愛するなどコンパクトな説明に努めたいと思っております。なお、割愛した詳細な内容などのご不明な点や、確認したい点等がございましたら、説明後の質疑のほかにも、後ほど個別にご説明させていただくなどの対応も致しますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

本議案の取り扱いですが、前回と今回で、飯塚市地域公共交通計画の主となる内容について説明させていただきまして、次回の協議会におきまして、計画書の全体を改めてお示ししたいと考えております。次回の協議会におきまして、提案計画案を素案として取りまとめることが出来ましたら、その素案を用いまして、1月以降にパブリックコメント等の計画決定の手続きを進めたいと考えております。そのようなことで、本日は、前回の提案内容の一部修正と、前回の説明事項以降に記載予定の内容の主要な部分について説明させていただきます。

資料1をお願いします。前回10月開催の会議におきましては、第1章から第4章までご説明いたしました。その際、第4章につきましてご意見をいただいておりますので、今回修正版を資料1として提出しております。前回は、実施状況に関して、実施できたのかどうか、成果や課題が不明確な記載になっておりましたので、わかりやすく示すために、今回は目標毎に施策を、1施策につき1つの表にまとめ、「評価」及び「今後の対応」欄を追加しまして、「その施策が実施できているか」、「課題があれば今後どのように対応するのか」ということをわかりやすく記載しております。個々の記載内容につきましては、前回説明しておりますので、割愛させていただきます。

次に、第5章につきましては、「各種アンケート調査」の結果を記載する予定としておりまして、今回は説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料2をお願いいたします。1ページの「第6章 飯塚市公共交通の問題点・課題」につきましては、本市の課題を、昨年度のコミュニティ交通体系の見直しの際の「公共交通事業の問題点」や、今年度実施した「各種アンケート調査」の結果に基づきまして、右側の部分に、「(課題1) 民間公共交通事業の確保・維持」、「(課題2) コミュニティ交通の運行・事業運営の効率化」、「(課題3) 民間交通とコミュニティ交通の効果的・効率的な連携」、「(課題4) 利用ニーズへの対応」の4つに整理して記載しております。詳細は2ページ、3ページに記載していますので、ご確認ください。

次に、4ページ以降の「第7章 計画の基本方針」につきましては、前回、ここに記載しております「基本理念」と「基本方針①～③」を説明させていただいておりますので、説明を割愛いたします。5～10ページにつきましては、今後、公共交通事業において国庫補助制度を活用するために必要な要件を記載しています。5ページの各公共交通機関の「位置づけと役割」、8ページの国庫補助事業の「地域公共交通確保維持事業の必要性」、10ページの「各公共交通事業の実施主体の概要」について、国の手引きに基づいて記載しております。

次に、11ページ以降に「第8章 目標及び目標達成のための事業と実施主体」につきましては、基本方針に基づく計画の目標を記載しております。前回、この部分を説明させていただいた際に、基本方針②におきまして、「協働」に関する部分を「住民と行政との協働」と「2者の協働」と記載しておりましたが、前回いただいたご意見を反映しまして、「地域住民」を含めました「民間と行政並びに地域住民との協働」と「3者の協働」と改めております。また、基本方針とその目標の記載については、基本方針①については目標1-1及び1-2、基本方針②については目標2-1及び2-2と番号を付けておりますので、よろしくお願いいたします。12ページ以降に、各目標に対して実施する施策を、緑色の欄の施策タイトル単位で、施策内容、実施主体、実施時期、実施評価を記載しています。

12ページの「基本方針①」の「目標1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築」については、施策の①②③がございまして、「施策① 中心市街地エリアにおける輸送維持・拡充」については、中心市街地エリアにおける輸送維持・拡充、施策内容中心市街地エリアの移動需要に応えるため、民間路線バスの確保維持・拡充を目指します。また、中心市街地内及び周辺地区における商業施設、交通施設等の集客力や利便性の向上に向けた検討をすすめますということで、交通事業者及び飯塚市が実施主体となって取り組みます。実施内容としましては、民間路線バスの確保維持・拡充への取組としまして、令和5年度から令和9年度にかけて実施していく。またもう一つの商業・交通施設等の集客力や利便性の向上への取組につきましては、検討を進めていきできるものから実施していく、ということにしております。そして、それら評価についてはこの地域公共交通協議会で適宜、事業の進捗状況の報告・評価を実施するというを記載しております。

同様な記載方法で、「施策② 周辺地区内における輸送維持・拡充」、及び「施策③ 中心市街地と周辺地区の連携」を記載しております。

次に、14ページの「目標1-2（身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持）」については、「施策④ 身近な輸送を支える公共交通の運行実施」、「施策⑤ 全市的な輸送を支える公共交通の運行実施」を記載しています。

次に、15ページの基本方針②の「目標2-1（民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築）」については、「施策⑥ 民間および行政の連携による乗継利用促進」、「施策⑦ 民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定」、「施策⑧ 民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の利用促進活動」を記載しています。

次に、16 ページの「目標 2-2（住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現）」については、「施策⑨ 公共交通モニタリング調査の実施」、「施策⑩ 公共交通利用利便性の改善」、「施策⑪ 公共交通利用環境の向上」、「施策⑫ 多様な輸送形態の実施」、「施策⑬ 環境に配慮したコミュニティ交通の運行実施」、「施策⑭ 民間路線バス事業の代替移動手段の確保」を記載しています。

次に、18 ページの基本方針③の「目標 3-1（民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営）」については、「施策⑮ 民間と行政の役割分担」、「施策⑯ 民間路線バス事業者と行政の情報交換や協議の継続」、「施策⑰ コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営」を記載しています。

次に、19 ページの「目標 3-2（近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持）」については、「施策⑱ JR3 路線の利用促進と輸送機能の維持」、「施策⑲ JR 福北ゆたか線の複線化」、「施策⑳ JR 篠栗線と地下鉄との接続」、「施策㉑ 西鉄路線バス（近隣自治体運行路線）及び福岡行き特急の確保・維持」を記載しています。

次に、21 ページに「3 目標の達成状況の評価するための評価指標」を示しています。表は左から、これまで説明いたしました「基本方針・目標」、次に「実施施策」について「施策事項」と「その内容」。次に、「評価指標」について、「指標の内容」、その指標の「現況値」、そして一番右の欄に、「評価手法」を記載しています。この表は、各目標の達成状況の評価するため、各「実施施策」に対し、「評価指標」とその「目標値（この計画期間 5 年：最終年度＝令和 9 年度の目標値）」を定め、「評価手法」、モニタリング調査等の手法で得たデータ等により、評価を行うことを示しています。ここで「評価指標」につきましても、客観的な評価ができるように、出来るだけ数値で示せるような事項を定めています。この中で「評価指標」の「目標値」につきましても、民間交通機関やコミュニティ交通機関の利用者数などは、施策や取り組みのさらなる活性化や事業展開の改善等の効果、またコロナ禍からの回復状況も含めまして、「現状の 20%程度の増加」を一つの目安として定めています。また、JR や西鉄バスの路線数などの現状の確保・維持に努める持続性重視の指標や、公共交通事業関係者への要望活動等の活動を継続することにより効果や成果があるものなどについては、「現状を継続」するような目標値を記載しています。個々の評価指標の説明につきましては、割愛させていただきます。

最後に、23 ページの「第 9 章 計画達成状況の評価に関する事項」については、記載のイメージのように、毎年度単位または 5 年の計画期間での PDCA サイクルにより実施するものとして、24 ページの「評価スケジュール」に合わせて調査、評価等を行うものとしています。提出資料の説明につきましては以上でございますが、今後、本日の協議結果を含めまして、さらに文言の精査、全体的な確認等を行いまして、資料との未説明部分も加えた本計画書の全体を次回の協議会におきましてお示ししたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長： 資料1については前回ご意見が出ておりましたので、評価をしていくということですが、数値的な評価はできていないので、いわゆる定性評価という形です。この評価が妥当かどうかもお意見としてございましたらお願いします。それ以降の部分については、今後の素案作成についての資料となります。ご質問・ご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

日高委員： 資料2の24ページに各種調査として「全般的な市民や特定の市民（高齢者等）を対象とした調査（アンケート調査）」が入っていますが、具体的にどのようなことを調査するのでしょうか。

事務局： 各種調査のところで、市民全般を対象とした調査と利用者を対象とした調査の大きく2つの調査をすると述べています。現在、コミュニティ交通の運行計画と運行内容につきましては、3年に1回見直しを図るということで、その間の2年間につきましては一部変更という取り扱いをするようになっていきます。一部変更につきましては、その資料として利用者を対象とした調査をさせていただきたいと考えており、毎年実施したいと考えております。そして、3年に1回の体系の見直しについては、今後利用していただくための検討も必要ですので、利用者だけでなく、全般的な市民を対象とした調査を令和6年及び令和9年に実施するという考えを示しております。

日高委員： 5年間に2回全般的な調査をやるということで、計画全体の評価にあたる所になりますよね。個別の項目に関しては、KPI（Key Performance Indicator）と言われる指標が個別に設定されて、調査をやったりモニタリングをやったりして、実測値を出して評価するという形になるわけですね。全般的な市民に対するアンケートに関しては、該当するところがなくもったいない。このアンケートが計画全体の市民満足度を評価するものになる気がするので、全体としての評価というものを組み込んだほうが良いのではないかと思います。ぜひご検討ください。

議長： 最終的な素案はもう一度協議会を開いて確定するという段取りで進めていくということでございます。ご質問ご意見がありましたらお願いします。なければ、次に進めます。

## (2) 議案第2号 令和5年度のコミュニティ交通の運行について

議長： 事務局に説明を求めます。

事務局： 令和5年度のコミュニティ交通の運行について、説明いたします。

現在の公共交通体系は、令和4年度から6年度までの3年間が対象期間となっております。令和5年度に向けた運行につきましては、停留所の追加や、運行ダイヤ変更等の現状のルートに大幅な影響を伴わない範囲の一部変更とし、全体的な調整が必要な変更等につきましては、次期見直しである令和7年度以降の運行において検討を予定しております。今回の変更箇所につきましては、現在公共交通をご利用いただいている方からの窓口や利用者アンケート等でのご意見や、各地区まちづくり協議会等の地域の方のご意見、運行事業者の方のご意見など、いただいております。誠にありがとうございます。

それでは、令和5年度に向けた変更につきまして、資料3-1に沿ってご説明いたします。資料3-1は、令和5年度からのコミュニティ交通の運行についての変更項目の一覧となっております。資料3-2は変更案の地図となります。

まず、資料3-1の「1. コミュニティバス（本市単独運行）筑穂・高田線」について、ご説明いたします。本市単独運行の筑穂・高田線のバス停の始点及び終点を「筑穂支所」まで延伸予定です。「筑穂支所」を始点としまして、「筑穂保健福祉総合センター」、「大木」、「北古賀」、「桂川駅」方面と、「筑穂保健福祉総合センター」、「大分郵便局」、「大分駅前団地」、「大分駅」方面を追加するルートを予定しております。

次に、資料3-1の「2. コミュニティバス（宮若市共同運行）」についてですが、幸袋地区の交流センターが令和5年度4月から、旧目尾小学校に移転されることに伴い、現在の停留所名を「幸袋交流センター」から「旧幸袋交流センター」に変更することを考えております。

次に、資料3-1の「3. 予約乗合タクシー」についてですが、予約乗合タクシーは基本的に区内を運行しておりますが、利用状況等により隣接している一部の地区外施設を目的地に設定しております。飯塚東地区では、下三緒までが区内となりますが、隣接していません。鶴三緒付近にJAふくおか嘉穂の複合型ファーマーズマーケット「カホテラス」が令和4年11月に開設されたことに伴いまして、追加予定としております。また、二瀬地区におきましては、隣接した幸袋地区との境界線付近にあります「金澤整形外科」を追加予定としております。

次に、資料3-1の「4. 路線ワゴン」について、説明いたします。路線ワゴンの変更は、顛田地区になります。資料3-2の地図の2ページ目をご覧ください。青色の路線ワゴンの線の左下に緑色で示しておりますルートが変更区間です。川食鯉田店から「鯉田駅」まで延伸する予定です。鯉田駅が交通結節点となり、JRとの接続が可能となります。次に、【運行ダイヤ】について、1日2往復を1往復に変更予定としております。顛田地区の路線ワゴンは今年4月から運行を開始しましたが、路線ワゴンと予約乗合タクシーを同じ車両で運行しているため、路線ワゴンの運行時間帯には予約乗合タクシーの予約が取れない状況があり、見直しを検討いたしました。路線ワゴンの利用の多い時間帯が、午前便に集中していることから、午前便と午後便の1日2往復から、1往復に変更することにより、予約乗合タクシーの成約率の向上を図りたいと考えております。

なお、資料に記載しておりますとおり、停留所の追加、延伸については運行ダイヤの変更（調整）を伴う場合がありますことをご了承願います。以降の「運行ダイヤ」の項目につきましては、本日の協議会におきまして、変更部分についてのご意見等をいただいた後に、運行ルートや停留所の位置など、細部の検証を行い、次回の協議会にて運行ダイヤ等詳細につきまして、お諮りいただくような流れを想定しております。

それでは次に、資料3-1の「4. エリアワゴン」について、説明いたします。まず、「幸袋地区」をご確認ください。変更事項としまして、【停留所の追加】がございます。「幸袋

交流センター」の移転に伴う停留所の追加と、「緑ヶ丘公民館」から「池田公民館」までの区間に、「野添統遊園」を追加予定としております。また、【停留所名の変更】は、現在の「幸袋交流センター」を「旧幸袋交流センター」に、「栄町三丁目公民館向」を「大谷町公民館向」に、「幸袋こども園裏」を「中公園」に、名称の整理に伴って変更予定としております。

次に、「二瀬地区」の欄をご覧ください。【停留所の追加】としまして、「二瀬病院」を追加予定です。次の行の【運行ダイヤの変更】については、行き帰りの待機時間が長いダイヤがあり、その調整を行う予定です。二瀬地区は、鎮西地区と共用一台の車両で運行していますので、「鎮西地区」にも同じく【運行ダイヤの変更】の項目がございますが、2地区でのダイヤの調整を行っていく予定としております。

次に、「飯塚東地区」の欄をご覧ください。【停留所の追加】としまして、「カホテラス」を追加予定です。次の【運行経路及び運行ダイヤの変更】については、土曜日運行で定員を超える箇所があるため、運行経路の見直しを行う予定です。次の【停留所名変更】は、「下三緒団地5組」を「下三緒団地1組」に訂正させていただきます。

次に、「庄内地区」の欄をご覧ください。【停留所の追加】としまして、「赤松公民館」から「山倉」までの間に「伏尾」を追加予定です。【停留所名変更】は、「赤坂」を「新町一区」に訂正させていただきます。

次に、「穂波地区、菰田地区」の欄をご覧ください。【停留所の追加】としまして、鶴三緒地区付近の「カホテラス」の追加、ゆめタウン付近の「昭和通二丁目」を追加予定です。ゆめタウンにつきましては、令和5年度夏頃の開設が予定されており、令和5年度4月時点はまだ開設されていないことから、ゆめタウン付近の徒歩で行くことのできる範囲となります。「昭和通二丁目」に停留所の設置を追加予定としております。また、若菜小学校から市立病院までの区間に「小正浦の原」を追加予定です。次に【停留所名の変更】としまして、ふれあい市穂波が閉鎖したことから、「椿ポンプ場」に変更予定です。次に【便数の変更】としまして、停留所の追加による運行時間の増加に伴う運行便数の見直しを8便から7便に変更予定としています。

次に、「筑穂地区」の欄をご覧ください。地図の8ページをお願いいたします。【運行曜日の追加】について、ご説明いたします。現在、「内野・内住線」は土曜日のみの運行、「大分線」、「内野線」、「上穂波線」は火・木・土曜日の運行をしております。平日運行のご要望があり、現在の「内野・内住線」の大野・内住方面を「大分線」に統合し、桑曲方面を「内野線」に統合することによって、火曜日・木曜日の運行を追加予定としております。

また、【停留所移設】としまして「大野集会所」を「鍛冶木屋」へ移設予定です。

以上で説明を終わります。

議長： ご質問・ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

竹下委員： ルートやバス停等の変更を実施するのは4月1日ということですか。

事務局： はい。4月1日になります。

- 竹下委員： バス停名の変更即変更できるものもあると思いますがそれも4月1日ということですか。
- 事務局： はい。運行ルートは今年の4月1日から来年の3月31日までとなりますので、変更案につきましては令和5年の4月1日～令和6年3月31日までの期間となります。
- 竹下委員： それは絶対にその期間にしなければいけないという決まりですか。すぐ決めてもよい気がしますが、いかがですか。
- 事務局： 即変更できる部分については対応したいという思いはありますが、協議会に諮らせていただき、そこで決定したのちに運輸局等に申請をするので、すぐにとというのはなかなか難しいところではあります。
- 竹下委員： 以前カホテラスへのバス停設置について質問した際、「1年前から計画しないと間に合いませんので、今のところ考えていません」という回答でしたが、いまさらこの案が出てきて、4月1日からの設置というのはあまりにも取り組みが遅すぎる気がするのですが、いかがですか。
- 事務局： 新設の施設が年度の途中でできるということが今後もあろうかと思いますが、運行ルートや運行ダイヤの設定等につきましては、やはり従来通り年度単位で1年間やっていくことが必要ではないかと考えております。単純な名称の変更につきましては、分かった時期にもよりますし、全戸配布の利用ガイドに記載もございますので、その内容によって対応も考えたいと思っております。
- 竹下委員： 年度途中で変更できないならば1年間に何回も協議会をやる必要がありますか。1年分まとめて1回で決めてしまえば何回も協議会を実施する必要はないと思います。
- 事務局： 協議会の開催回数に関するご意見とは思いますが、運行内容の変更につきましては、運輸局への許可申請が必要です。これには概ね3か月かかるので、市としましては、12月中に計画変更を決定させていただいて、そのあとの3か月で運輸局に許可をいただいて4月から新たな運行をするというスケジュールで動いています。そのためにスケジュールを逆算して11月末から12月にかけて毎年度一部変更等を行うというスケジュールにさせていただき、それまでの間につきましては色々な利用状況や運行状況、また市民の方々のニーズ等を集約する期間として考えておりますので、来年度の計画を変更するにはやはりこの時期に取りまとめさせていただいて、4月初めに新たな運行を開始するというスケジュールでやっていくという流れになっているところでございます。
- 議長： 前もって既に新しい施設ができると分かっているところがあって、路線を組みやすいところがあれば、前年度から計画してください、ということだろうと思います。新設されることが全然予測できないものについては、市民への周知とかが時間がかかるので、仕方ないと思います。今回停留所にカホテラスを入れることによって相当ダイヤの時間帯が変わります。もともとカホテラスがどういう進入ルートで入ってどのような経路になるかということがすでに分かっているのであれば早く決められたのではないかと思います。今後そのようなことも踏まえて計画を考えてくださいということだろうから、そこを踏まえて回答をお願いします。



事務局：今おっしゃっていたと思いますけれども、予測できる施設の建設によるバス停の新設につきましては、予測できる範囲で、対応できるものであれば、あらかじめ対応させていただきたいと思います。それが前年度からできるものであれば、対応したいと思いますし、やはりそれに伴う周辺環境の状況も変わってきますので、予測できないものに関してはダイヤ等を変更するのはなかなか難しいものがありますが、できる範囲の中で対応させていただくということで取り組んでいきたいと思います。

竹下委員：幸袋交流センターの建設は1年以上前から市が計画をしていたと思いますが、これもわからなかったのですか。

事務局：幸袋交流センターは来年の4月1日が開設日になっておりますので、それに合わせて来年の4月1日からの変更とさせていただいております。

竹下委員：いつできていつ変更するという説明がなかったものですから、わからなかったです。もう少し親切な説明が必要だと思います。

議長：今後資料に何のためにいつ変更するのかという内容を記載したうえで提案するようにしてください。他にございませんでしょうか。なければ第2号議案は承認ということでよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

議長：それでは来年度については、そのような形で進めさせていただきます。

#### 4. その他

議長：その他ということで、事務局から何かございますか。

事務局：年末の忙しい時期とは思いますが、年内に再度、協議会を開催させていただきたいと思えます。あらためてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### 5. 閉会

議長：本日の会議についてはこれで終了しますが、議事録署名人の指名をさせていただきます。今回は青山委員、牟田委員をお願いいたします。議事録作成後、事務局が伺いますのでよろしく願いいたします。

議長：以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。